

様

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

一般的・定型的なご照会は『控除証明書相談チャット』へ

日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するよくあるお問い合わせに
自動でお答えする相談チャットを開設しています。
24時間いつでも対応していますので、
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。

二次元
コード

2010 1034 009

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書【ご本人様控】

被保険者氏名
基礎年金番号

様

令和2年中（令和2年1月1日から令和2年9月30日）の納付済保険料額

各年に分けて申告する場合の証明額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

申告年分	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は、令和2年中に納付された月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。 ↓

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書
被保険者氏名
様

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書
被保険者氏名
様

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書
被保険者氏名
様

証明日：令和2年10月1日
令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

証明日：令和2年10月1日
令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

証明日：令和2年10月1日
令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	円
②見込額	円
③合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

各年に申告する場合の証明額

申告年分	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 印

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 印

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和2年10月1日です。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象となります。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合は、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
- 令和2年以内に納付された保険料は令和2年分として申告できます。
この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。
なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
- 再発行について
再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル(TEL: 0570-003-004)』までご連絡ください。
- 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納付された国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
* (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による控除に戻すことはできません。
また、令和3年に令和3年分と令和4年分をまとめて控除することもできません。

- (1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。

例1 口座振替で24か月分（令和2年4月分から令和4年3月分）381,960円を前納された場合

- ① 令和2年の控除対象額
(令和2年4月から令和2年12月分までの9か月分)
 $381,960円 \times 9か月 / 24か月 = 143,235円$
- ② 令和3年の控除対象額
(令和3年1月から令和3年12月分までの12か月分)
 $381,960円 \times 12か月 / 24か月 = 190,980円$
- ③ 令和4年の控除対象額
(令和4年1月から令和4年3月分までの3か月分)
 $381,960円 - ① - ② = 47,745円$

例2 納付書で20か月分（令和2年8月分から令和4年3月分）321,550円を前納された場合

- ① 令和2年の控除対象額
(令和2年8月から令和2年12月分までの5か月分)
 $321,550円 \times 5か月 / 20か月 = 80,388円$
- ② 令和3年の控除対象額
(令和3年1月から令和3年12月分までの12か月分)
 $321,550円 \times 12か月 / 20か月 = 192,930円$
- ③ 令和4年の控除対象額
(令和4年1月から令和4年3月分までの3か月分)
 $321,550円 - ① - ② = 48,232円$

申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

* 本証明書は(2)の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

● 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年9月30日まで
に納付された保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き
年末までに納付された場合の
保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、②見込額、
③合計額を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
・ 令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

● 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から
令和2年9月30日まで
に納付された保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き
年末までに納付された場合の
保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、②見込額、
③合計額を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
・ 令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など

● 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から
令和2年9月30日まで
に納付された保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き
年末までに納付された場合の
保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、②見込額、
③合計額を表示していません。
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
・ 令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
・ 保険料の未納期間がある場合
など